

○北海道U I J ターン新規就業支援事業における根室市移住支援金交付要綱

令和2年8月7日訓令第58号

改正

令和3年3月1日訓令第12号

令和3年4月1日訓令第38号

令和4年4月1日訓令第41号

令和5年4月1日訓令第51号

令和5年7月18日訓令第62号

北海道U I J ターン新規就業支援事業における根室市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 根室市内への移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足の解消に資するため、北海道と根室市が共同で実施する北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から根室市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合及び起業支援金の交付決定を受けた場合に予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。また、移住支援金の交付については、道のU I J ターン新規就業支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に根室市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 転入先の根室市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道及び申請者の居住する根室市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象法人又は個人事業主としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイに示す移住支援金対象法人又は個人事業主に就業し、申請時において当該法人又は個人事業主に在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人又は個人事業主に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 支援対象者に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する者

(ア) 本人又は世帯員が過去に連続して1年以上根室市に在住していた者

(イ) 本人又は世帯員の3親等以内の親族が根室市に在住している者

(ウ) 本人又は世帯員が根室市移住体験住宅を利用したことがある者

(エ) 根室市へ移住する直前の5年間で1回以上根室市にふるさと納税をしている者

イ 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市内事業所へ就業すること。

(イ) 官公庁でないこと。

(ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。

(オ) 本社所在地が東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外の場合は、勤務地限定型社員であること。

(カ) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業者でないこと。

(ク) 暴力団等と関係を有さないこと。

(ケ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務

を務めている法人又は個人事業主への就業でないこと。

(コ) 週30時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人又は個人事業主に在職していること。

(サ) 当該法人又は個人事業主に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(シ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式1）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住前の在住期間及び在住地が分かる書類

(2) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での転勤地及び就業期間を確認できる書類

(3) 移住先で就業した場合は、就業証明書（様式2-1、様式2-2）

(4) 移住先で起業した場合は、起業支援金交付決定通知の写し

(5) 世帯の申請の場合は、移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる書類

(6) 移住支援金の振込先金融機関の通帳の写し

(7) その他対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式3）により、申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が第5条第1項に規定する交付決定の通知を受けた後、紛失等の理由により当該交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式4、以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式5）を申請者に交付する。

（就業及び居住状況の報告）

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、申請日から1年を経過するごとに、就業・居住状況報告書（様式6）を市長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合又は第11条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りではない。

（報告及び立入調査）

第10条 北海道及び根室市は、北海道U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者並びに移住支援金対象法人及び個人事業主の登録申請者及び移住支援金対象法人及び個人事業主に対し、北海道U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病

気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び根室市が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に根室市から転出した場合

ウ 第3条第2号にかかる就業において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第3号に規定する交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に根室市から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第38号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この訓令の施行の日以後に根室市へ移住した者の要件に適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日訓令第41号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日訓令第51号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月18日訓令第62号)

この訓令は、令和5年7月18日から施行する。